



Q 私(Aさん、82歳)は、10年前に夫を亡くしてからひとりで生活をしています。昨年脳梗塞で入院しましたが、幸い大きな後遺症もなく、退院することが出来ました。

しかし、退院後、通帳や財布をしまい忘れたり、新聞代などの支払いを済ませたのかわからなくなるなど、お金の管理に自信がなくなり、困っています。

A このような方には、「福祉サービス利用援助事業」の利用をお勧めします。この事業は、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが、安心して生活ができるように全国の市区町村社会福祉協議会で実施しています。

その援助の内容は、①福祉サービスの利用支援、②日常生活の金銭管理支援、③通帳・印鑑の預かりなどがあります。

今回のAさんは、通帳や現金の管理に自信がないとのことなので、生活支援員（このサービスの利用を援助する社協職員）が必要な生活費を出金し届けたり、支払いを代わって行う②の日常生活の金銭管理支援と、③の通帳・印鑑の預かりをお勧めします。

通帳は、日常生活費の出し入れを行う程度（50万円程度）のものであれば、社協で預かることができます。

（※定期預金など多額なものは、お預かりできませんので、そのような場合は、銀行の貸金庫の利用をお勧めします。）

この事業を利用するには社協との契約が必要ですが、契約終了後は、生活支援員が定期的（個々に応じ、週1回程度から月1回程度）に金融機関でお金を出して届けたり、お金の使い方について助言や確認を行います。また、市役所などから来た手紙の内容を確認し、支払いや手続きが必要な場合には、そのお手伝いも行いますので、Aさんも安心して生活していただけるようになると思います。

福祉サービス利用援助事業のご利用やご相談は、**宍粟市社会福祉協議会**（電話 72 - 8787）へお問い合わせください。

【宍粟市社会福祉協議会 福祉サービス利用援助事業専門員 谷口朱美】

このコーナーでは、皆さまからの相談や質問を受付けています。

◎郵便、またはFAXで

・〒671-4137 宍粟市一宮町閨賀300 宍粟市社会福祉協議会
・FAX 0790-72-8788

暮らしの相談・お困りごとは社協へ！

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談
(法律専門相談)

宍粟防災センター

7月20日・27日(金)

8月3日・10日・17日、

24日(金)

午後1時30分～4時

※予約制となっております。

(山崎支部 62-5530)

◎結婚相談

宍粟防災センター

8月2日・16日(木)

午後1時30分～4時

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日

午前8時30分～

午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受付けています。

お気軽にご相談ください。

◎関西法科大学院の

弁護士による

無料法律相談

宍粟防災センター

8月30日(木)

午前11時～午後5時

(定員21名)

○事前に電話での予約が必要ですが、

○先着順で受け付けます

が、初めて利用される

方を優先します。

○教育の一環として行わ

れるため学生が同席し

ますが、学生も守秘義務を負います。

○申し込み…社協本部

(電話 72-8787)

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。